

ル フ ン ダ 共 和 国

|              | A ルート   | B ルート | C ルート |
|--------------|---|-------|-------|
| I ルートの種類及び根拠 | 領事送達<br>(事例) 条約又は二国間共助<br>取決めはないが、送達の共助が<br>行われたもの(行われ得るもの<br>)     |       |       |
| II ルートの選択基準  | 日本人か外国人かにかか<br>わらず原則として本ルー<br>ト                                     |       |       |
| III 作成すべき文書等 | 1 嘱託書<br>(大使あて) 1通<br>写し 1部<br>2 送達報告書用紙<br>1通<br>3 送達すべき文書<br>1通※1 |       |       |
| IV 費 用       | 不 要   |       |       |
| V 期 間※2      | 先例なし  |       |       |

※1 訳文については、嘱託の際、事前に最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係に  
確認してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判  
所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、  
同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。